

上山市議会会議録

第 5 1 7 回定例会

予算特別委員会

(令和 3 年 1 2 月 7 日)

令和3年12月7日（火曜日）

本日の会議に付した事件

議第59号 令和3年度上山市一般会計補正予算（第8号）

議第60号 令和3年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）

出席委員氏名

出席委員（15人）

長	澤	長右衛門	委員	石	山	正	明	委員
佐	藤	光 義	委員	守	岡		等	委員
高	橋	要 市	委員	棚	井	裕	一	委員
谷	江	正 照	委員	尾	形	み	ち子	委員
川	口		豊	中	川	と	み子	委員
神	保	光 一	委員	枝	松	直	樹	委員
川	崎	朋 巳	委員	高	橋	義	明	委員
大	沢	芳 朋	委員					

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

横	戸	長兵衛	市 長	山	本	幸	靖	副 市 長
尾	形	俊 幸	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 長	富	士	英	樹	市政戦略課長
鈴	木	英 夫	財政課長	前	田	豊	孝	税務課長
佐	藤		市民生活課長	鈴	木	直	美	健康推進課長
鏡		裕 一	福祉課長	齋	藤	智	子	子ども子育て課長
木	村	昌 光	商工課長	安	田	紀	之	観光・ブランド 推進課長
漆	山		農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局 長	須	貝	信	亮	建設課長

横 戸 利 平	上下水道課長	武 田 浩	会計管理者 (兼)会計課長
黒 田 彰 久	消 防 長	横 戸 隆	教 育 委 員 会 長
土 屋 光 博	教 育 委 員 会 長	塚 原 洋 樹	教 育 委 員 会 長
大 澤 泰 雄	教 育 委 員 会 長	高 橋 秀 典	教 育 委 員 会 長
大 和 啓	監 査 委 員	舟 越 信 弘	監 査 委 員

事 務 局 職 員 出 席 者

金 沢 直 之	事 務 局 長	鈴 木 淳 一	副 主 幹
渡 邊 高 範	主 査	齋 藤 理 恵	主 任

午前１０時００分 開 会

開 議

○中川とみ子委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

予定された当予算特別委員会の日程は本日１日でありますので、各委員の御協力をお願いいたします。

今期定例会において当予算特別委員会に付託されました案件は、補正予算２件であります。

これより直ちに審査に入ります。

議第５９号 令和３年度上山市一般 会計補正予算（第８号）

○中川とみ子委員長 議第５９号令和３年度上山市一般会計補正予算（第８号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

〔鈴木英夫財政課長 登壇〕

○鈴木英夫財政課長 命によりまして、議第５９号令和３年度上山市一般会計補正予算（第８号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の１ページをお開き願います。

令和３年度上山市の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８億２，２００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６８億３，１００万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものであります。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」によるものであります。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、2ページ、3ページをお開き願います。

最初に歳入から申し上げます。

15款国庫支出金は9,562万2,000円を増額し、補正後の額を21億3,481万8,000円とするものでありますが、1項国庫負担金で5,905万3,000円、2項国庫補助金で3,656万9,000円の増によるものであります。

16款県支出金は6,747万1,000円を増額し、補正後の額を11億2,512万7,000円とするものでありますが、1項県負担金で2,952万6,000円、2項県補助金で3,794万5,000円の増によるものであります。

18款寄附金は7億円を増額し、補正後の額を17億100万円とするものであります。

19款繰入金は2億7,704万2,000円を減額し、補正後の額を8億1,445万8,000円とするものであります。

20款繰越金は6,031万5,000円を増額し、補正後の額を3億8,511万3,000円とするものであります。

21款諸収入は1億7,563万4,000円を増額し、補正後の額を15億1,576万3,000円とするものでありますが、3項貸付金元利収入で1億7,333万4,000円、5項雑入で230万円の増によるものであります。

以上の結果、歳入合計では8億2,200万円を増額し、補正後の額を168億3,100万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、3ページを御覧ください。

1款議会費は4,000円を増額し、補正後の額を1億5,672万9,000円とするものであります。

2款総務費は4億9,787万6,000円を増額し、補正後の額を25億2,418万円とするものでありますが、1項総務管理費で5億369万3,000円の増、2項徴税費で38万9,000円、3項戸籍住民基本台帳費で464万1,000円、4項選挙費で18万4,000円、5項統計調査費で24万3,000円、6項監査委員費で36万円の減によるものであります。

3款民生費は9,092万6,000円を増額し、補正後の額を47億4,433万2,000円とするものでありますが、1項社会福祉費で1億2,069万1,000円の増、2項児童福祉費で2,660万5,000円、3項生活保護費で316万円の減によるものであります。

4款衛生費は1,217万1,000円を増額し、補正後の額を15億2,194万円とするものでありますが、1項保健衛生費の増によるものであります。

5款労働費は436万8,000円を減額し、

補正後の額を4,331万8,000円とする
ものであります。

6款農林水産業費は2,844万7,000
円を増額し、補正後の額を6億9,410万円
とするものでありますが、1項農業費で3,3
54万9,000円の増、2項林業費で510
万2,000円の減によるものであります。

7款商工費は1億9,284万8,000円
を増額し、補正後の額を18億8,812万1,
000円とするものであります。

次のページ、4ページをお開きください。

8款土木費は392万1,000円を減額し、
補正後の額を9億7,247万3,000円と
するものでありますが、1項土木管理費で52
8万8,000円の減、2項道路橋梁費で58
万6,000円、4項都市計画費で2万4,0
00円、5項住宅費で75万7,000円の増
によるものであります。

9款消防費は105万6,000円を増額し、
補正後の額を5億2,903万7,000円と
するものであります。

10款教育費は696万1,000円を増額
し、補正後の額を15億6,977万4,00
0円とするものでありますが、1項教育総務費
で147万9,000円の減、2項小学校費で
1,001万9,000円、3項中学校費で1,
190万2,000円の増、4項学校給食費で
349万3,000円、5項社会教育費で22
3万5,000円、6項保健体育費で775万
3,000円の減によるものであります。

以上の結果、歳出合計では8億2,200万
円を増額し、補正後の額を168億3,100
万円とするものであります。

次に、今回の補正につきましては、人件費の
補正を計上しておりますので、給与費明細書に

ついて御説明を申し上げます。

28ページをお開き願います。

最初に、特別職について御説明を申し上げま
す。

左端の欄を御覧ください。

補正後、補正前、比較の順に記載しておりま
すが、比較の行を御覧ください。

補正額を計上しているのは、長等の期末手当、
その他の手当及び共済費で、合計41万4,0
00円の減であります。教育長の任免等によ
るものであります。

次のページをお開きください。

一般職について御説明を申し上げます。

最上段の表であります(1)の総括を御覧願
います。

左から職員数、給与費、共済費及び合計であ
り、備考欄には退職手当組合負担金について記
載しております。

それぞれ補正後、補正前、比較の順に記載し
ておりますが、比較の行を御覧ください。

補正前と比べ、報酬、給料及び職員手当を合
わせた給与費の計は1,638万6,000円
の減であります。これは会計年度任用職員以外
の職員について、育児休業取得、休職、人事異
動等に伴う給料及び職員手当の減額によるもの
であります。

共済費は、標準報酬等級の増などにより65
8万8,000円の増となり、合計では979
万8,000円の減とするものであります。

これに退職手当組合負担金140万2,00
0円の減を合わせて、一般職の職員人件費は1,
120万円の減とするものであります。

その他の内容につきましては記載のとおりで
ありますので、御参照願います。

以上が給与費明細書の説明であります。こ

れから御説明申し上げます事項別明細書での職員人件費について、給与費明細書の説明と重複する部分の説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事項別明細書を御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますので、14ページ、15ページをお開き願います。

最初に、1款議会費1項1目議会費は4,000円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は1,979万2,000円の増であります。特別職給与等で共済負担金率の減に伴う減、職員人件費で人事異動等に伴う増によるものであります。

5目財産管理費は6,000万円の増であります。基金積立金で公共施設の計画的な改修及び解体を進めるため、公共施設等保全整備基金積立金の増によるものであります。

6目企画費は4億2,329万3,000円の増であります。歳入でふるさと納税寄附金の増を見込むことに伴い、ふるさと納税推進事業費で返礼品の送付等に要する経費の増、まちづくり推進事業費では一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業交付金の交付決定を受け、北町地区会が実施する公民館備品、除雪機等の整備事業に対する補助金の増によるものであります。

8目市民生活対策費は50万5,000円の増であります。防犯施設整備事業費で長清水地下道及び長清水公園の防犯対策のため、防犯カメラ1基を設置するものであります。

9目交通安全対策費は10万3,000円の増であります。職員人件費の増によるもので

あります。

2項徴税費1目税務総務費は38万9,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

次のページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費は464万1,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

4項選挙費1目選挙管理委員会費は18万4,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

5項統計調査費1目統計調査総務費は24万3,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

6項1目監査委員費は36万円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は21万2,000円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

2目障がい者福祉費は1億1,975万7,000円の増であります。障がい者福祉事業費では障がい者の自立支援医療において、生活保護受給者の増加に伴う扶助費の増、地域生活支援事業費では重度障がい者の転入による訪問入浴サービスの利用増加に伴う委託料の増、障がい福祉サービス給付費では、次のページをお開きください。障がい者の生活介護や就労継続支援などの各サービス利用の増加に伴う扶助費等の増によるものであります。

3目高齢者福祉費は11万7,000円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

4目国民年金費は60万5,000円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は3,016万8,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

2目児童措置費は356万3,000円の増であります。児童手当給付費で高所得者に対する特例給付に所得上限額が設定されるなど、令和4年度からの児童手当制度改正に伴うシステム改修業務委託料のほか、事務費を措置するものであります。

3項生活保護費1目生活保護総務費は316万円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は1,217万1,000円の増であります。保健対策推進事業費では国の健康診査の実施等に関する指針が改正され、マイナポータルで自らの健診情報を閲覧できる体制などを整備する必要があるため、健康管理システムの開発等業務委託料を措置するほか、人件費を増額し、母子保健推進費では、次のページをお開きください。令和3年度から県事業として実施する出産支援給付金交付事業に応じ、出産育児一時金と出産費用の平均推計額との差額の2分の1を全額県の負担により市が給付事務を行うもので、出産支援給付金のほか事務費を措置し、そのほか職員人件費の増によるものであります。

3目保健衛生施設費は補正額がゼロであります。保健センター管理費で現在実施している保健センターのトイレ等の改修事業に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるため、一般財源を減額する財源更正を行うものであります。

5款1項労働費1目労働諸費は436万8,000円の減であります。産業人材確保・育成事業費で奨学金の返還を支援するため、県と

市町村が負担金を拠出し「山形県若者定着支援基金」を造成しております。今後の支援見込額に対し市町村負担分の基金残高に余剰が生じていることから、令和3年度の負担金を相殺して減額するものであります。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は3万8,000円の増であります。農業者年金事業費における人件費の増と職員人件費の減によるものであります。

2目農業総務費は185万円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

3目農業振興費は2,947万9,000円の増であります。ブランド化推進事業費でサクランボ、ブドウなどの果樹等の生産拡大を目指す事業者に対し、資材購入、施設整備等に対する支援を行うもので、産地生産基盤パワーアップ補助金を増額措置するものであります。

4目畜産業費は218万2,000円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

2項林業費1目林業総務費は510万2,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

次のページをお開きください。

7款1項商工費1目商工総務費は2,141万4,000円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

2目商工業振興費は1億7,488万4,000円の増であります。商工業金融対策事業費では、かみのやま温泉インター産業団地に立地した企業において、利率が有利な産業立地促進資金を活用する予定があることから、金融機関に預託する貸付金を増額し、新型コロナウイルス感染症対策費（新生活様式対応）では、5月臨時会で予算を措置したキャッシュレス決済

導入支援金について、1件5万円で100件の予算計上に対し、131件の申請があったことから、実績に応じて増額するほか、設備投資促進補助金に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるため、一般財源を減額する財源更正を行うものであります。

4目観光物産費は345万円の減であります。観光物産関係団体助成費で新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止となった秋まつり、踊り山車、全国かかし祭り及び上山城（おしろ）まつりのまつり行事補助金を減額するものであります。

8款土木費につきましては、全て職員人件費の増減によるものであります。

1項土木管理費1目土木総務費は528万8,000円の減、2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費は58万6,000円の増、4項都市計画費1目都市計画総務費は16万4,000円の減、2目公園費は18万8,000円の増、次のページをお開きください、5項住宅費1目住宅管理費は75万7,000円の増であります。

9款1項消防費1目常備消防費は105万6,000円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費は147万9,000円の減であります。教育長給与等及び職員人件費の減によるものであります。

2項小学校費1目学校管理費は1,001万9,000円の増であります。小学校整備事業費で老朽化している宮川小学校のプールろ過機について、来期のプール使用時期まで改修するため、工事請負費を措置するとともに、職員人件費の増によるものであります。

次のページをお開きください。

3項中学校費1目学校管理費は1,190万2,000円の増であります。中学校整備事業費で老朽化している北中学校のプールろ過機について、宮川小学校と同様の日程で改修するための経費を措置するとともに、職員人件費の減によるものであります。

4項1目学校給食費は349万3,000円の減であります。給食センター管理費で山形広域炊飯施設建設・維持管理に係る令和3年度の負担金の決算見込みにより増額する一方で、職員人件費の減によるものであります。

5項社会教育費1目社会教育総務費は223万5,000円の減であります。職員人件費の減によるものであります。

6項保健体育費1目保健体育総務費は22万6,000円の増であります。職員人件費の増によるものであります。

2目体育振興費は98万9,000円の減であります。生涯スポーツ振興事業費で新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止となったツール・ド・ラ・フランス大会及び市民スポーツレクリエーション祭に要する負担金等を減額するものであります。

3目体育施設費は699万円の減であります。体育施設等管理運営費で感染症の影響を受け市民プールを開設しなかったことから、運営に要する指定管理料を減額するものであります。

以上で歳出の説明を終わりました。歳入の説明を申し上げます。

前に戻りまして、10ページ、11ページをお開きください。

最初に、15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は5,905万3,000円の増であります。障がい福祉サービス給付事業に対する障がい者自立支援給付費負担金、

障がい者自立支援医療に対する障がい者医療費負担金を増額するものであります。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は3,101万1,000円の増であります。保健センター管理費等に充てる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するものであります。

2目民生費国庫補助金は428万3,000円の増であります。障がい者の訪問入浴サービス事業に対する地域生活支援事業費補助金を増額し、児童手当制度改正に伴うシステム改修に対する子ども・子育て支援事業費補助金を計上するものであります。

3目衛生費国庫補助金は127万5,000円の増であります。健康管理システムの整備に対する健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業費補助金を計上するものであります。

16款県支出金1項県負担金2目民生費県負担金は2,952万6,000円の増であります。障がい福祉サービス給付事業に対する障がい者自立支援給付費負担金、障がい者自立支援医療に対する自立支援医療給付費負担金を増額するものであります。

2項県補助金2目民生費県補助金は36万円の増であります。障がい者の訪問入浴サービス事業に対する地域生活支援事業費補助金を増額するものであります。

3目衛生費県補助金は810万6,000円の増であります。山形県出産支援給付金交付事業に対する出産支援給付金を計上するものであります。

4目農林水産業費県補助金は2,947万9,000円の増であります。産地生産基盤パワーアップ事業費補助金を増額するものであります。

す。

18款1項1目寄附金は7億円の増であります。ふるさと納税寄附金を増額するものであります。

19款繰入金1項1目基金繰入金は2億7,704万2,000円の減であります。財政調整基金取りくずしを減額するものであります。

20款1項1目繰越金は6,031万5,000円の増であります。前年度繰越金を増額するものであります。

次のページをお開きください。

21款諸収入3項貸付金元利収入4目商工業振興貸付金元利収入は1億7,333万4,000円の増であります。産業立地促進資金預託金返還金を増額するものであります。

5項3目雑入は230万円の増であります。コミュニティ助成事業交付金を増額するものであります。

次に、第2表繰越明許費について御説明いたしますので、5ページをお開きください。

記載のとおり、2つの事業について繰越明許費を定めるものであります。

10款教育費2項小学校費、小学校整備事業費の1,000万円につきましては宮川小学校のプールろ過機改修工事が、3項中学校費、中学校整備事業費の1,220万円につきましては北中学校のプールろ過機改修工事が、いずれも年度内完成が見込めないことから繰り越すものであります。

次に、第3表債務負担行為補正について御説明いたします。

このたびの補正は、追加4件であります。

災害・経営安定対策資金利子補給につきましては、令和3年産米の概算金が大幅に減額され、経営に支障を来している農業者の経営安定化を

図るため、県、市、金融機関が協調して利子補給を行うもので、期間を令和３年度から令和５年度までとし、限度額を融資総額２，０００万円の融資残高に対し、年０．７５％以内の割合で計算した額とするものであります。

次の３件につきましては、いずれも本庁地区の公民館の指定管理料について令和３年度から令和７年度までの限度額を定めるものであります。中部地区公民館指定管理料を３，７００万円、南部地区公民館指定管理料を３，９００万円、北部地区公民館指定管理料を３，８００万円と定めるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入、歳出を区分し、繰越明許費及び債務負担行為は歳入と併せて行います。

初めに、歳出からの質疑とし、１款議会費、２款総務費についての質疑、発言を許します。川口豊委員。

○川口 豊委員 ２款１項総務管理費８目市民生活対策費、工事請負費について伺います。

防犯施設整備事業費というふうな説明の中で、長清水公園、長清水地下道に防犯カメラを１基設置するという説明でありました。これは昨今、不審者情報等々の関係で市民の安全を守るためというふうに理解しておりますが、現在市が管理する防犯カメラというのは市内に何基ぐらい、主なところ、どの辺に設置されているのか、お示してください。

○中川とみ子委員長 市民生活課長。

○佐藤 毅市民生活課長 防犯カメラにつきましては、学校等も含めてそれぞれの施設管理者において管理しているものがございます。市民生活課で管理している部分ということでお答え

をさせていただきますけれども、現在のところ市民生活課で管理をしておりますのは２基、二日町プラザの入り口付近に設置しているものと、弁天の交差点に設置しているもの、この２基でございます。

○中川とみ子委員長 川口豊委員。

○川口 豊委員 昨今、やはり不審者情報とかいろんな危ない話題が報道されておりますので、今後防犯カメラの設置についても計画的になされる必要があるのかなというふうに思っております。

このたびの長清水公園、長清水地下道、合わせて１基という説明でありましたが、これは１基で両方とも網羅されるのでしょうか。

○中川とみ子委員長 市民生活課長。

○佐藤 毅市民生活課長 このたび設置します防犯カメラにつきましては、長清水跨線橋地下道の東側に１か所ということで計画をしたものでございますが、この設置につきましては現場等で上山警察署等と十分現地調査を行いまして、設置場所について検討してきたものでございます。

○中川とみ子委員長 川口豊委員。

○川口 豊委員 多分、児童生徒の安全というふうなものが主な目的となっていると思いますが、児童生徒に限らず市民生活の安全を担保するために、やはりこれからはカメラの設置というのは大きな役割を果たすのかなというふうに思っております。今後の計画等について、もしあればお聞かせください。

○中川とみ子委員長 市民生活課長。

○佐藤 毅市民生活課長 現在のところ、今後設置を予定しているということは計画はございません。警察署等と十分不審者などの情報交換を行いまして、もし設置が必要だということ

になれば、現地調査、あるいは周辺のプライバシーなどにも配慮しながら、検討していくべきものというふうに考えております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、3款民生費、4款衛生費についての質疑、発言を許します。神保光一委員。

○神保光一委員 4款衛生費、出産一時金についてお聞きします。

説明の中で、令和3年度から始まるというふうな御説明でしたが、まずこちらは今後も継続されるものなのかということが1点と、あと、こちらの一時金の交付に当たる条件といったものの、もし分かればお示してください。

○中川とみ子委員長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 こちらの山形県出産支援給付金でございますが、山形県が令和3年度に県の事業として実施する事業ということでございます。

概要につきましては、出産育児一時金40万4,000円と県の平均出産費用の推計額52万円の差額の2分の1相当、5万8,000円を出産した方に助成する事業というのが概要でございます。

今後の継続につきましては、県の事業でありますので、今回支給の事務を自治体、市町村が担うという形になります。県のほうでは、今後の継続の見込みについては令和6年度までは継続したいということですが、その後の見込みは示されておられません。

○中川とみ子委員長 神保光一委員。

○神保光一委員 こちらの事業は県でというこ

とになるかと思うんですけれども、例えば私のような若い世代からしたら大変これはありがたい制度だなというふうに感じておりまして、ただ、こういったものの周知に関して、一応県の事業になるかと思うんですが、市のほうでも今回該当するような方というのは例えば市報とかそういったものにあまりふだんから目を通さない方とかというのが結構いたりするのかなんて思っていますので、周知のほうも市で工夫した形で行っていただければなおいいのかなと思いますので、こちらは要望になりますので、ぜひよろしくをお願いします。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、5款労働費、6款農林水産業費についての質疑、発言を許します。棚井裕一委員。

○棚井裕一委員 5款労働費についてお伺いします。

産業人材確保・育成事業費の歳出についてですけれども、歳出が抑えられたというよりも、人材の確保の機会を失ったとも言えるのではないかと思います。平成28年からですか、制度が始まったと思いますけれども、これまでの実績などをお伺いできればと思います。

○中川とみ子委員長 商工課長。

○木村昌光商工課長 この事業については、委員おっしゃるとおり平成28年度から始まっておりますけれども、この支援の要件を満たしまして支援対象となられた方については、今年度初めて1人対象となったところでございます。今回初めて1人が支給になったということで、支援されたというところでございます。

○中川とみ子委員長 棚井裕一委員。

○棚井裕一委員 もちろんUターンも含めての人材確保というふうになると思うんですけども、UターンとかIターンとかで定着に至った人みんながこの制度を使うとは限らないとは思いますが、枠を広げるなり、条件とかがあると思うんですけども、他自治体では理工系の人材に手厚くなどというふうな制度を打ち出しているところもあります。そういった制度の見直し自体、今後考えることも必要なのかなと私個人では思うんですけども、そのようなことは、例えばこの制度自体、県と市で連携というふうな説明もありましたけれども、制度を本市の形に変えるなんていうことは不可能なのかも含めて、検討なさっているのかも含めて、お伺いしたいと思います。

○中川とみ子委員長 商工課長。

○木村昌光商工課長 この事業につきましては、県の事業ということで、支援者に対して認定された部分において県と市町村が2分の1ずつ基金のほうに積立てをして行っている事業でございます。その中で、やはり実際に返還支援が行われるまでの間に、大学等に入って、それから3年間の居住要件であったり就業要件があったりしているような状況があります。その間に県外に就職が決まったりとか、市外に居住されるというようなことで、支援要件を満たさなくなってくるような場面も多く見受けられるところでございますので、今回はその部分において予算のほうを減額したというところでございます。

この制度につきましては、県内、それから市内への若者定着のためには大変有効な制度であるというふうに考えておるところでございます。

当市においても、産業団地を造成いたしまして企業誘致等を行いまして、大卒等の受皿とな

るような企業の誘致を行っているところでございますので、そういった部分で支援対象の要件であったり、各自治体の負担金の積立て時期であったり、他自治体においても、市町村のほうでも課題となっておりますので、今後そういった部分を含めまして県と協議をいたしまして、よりよい制度になるようにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○中川とみ子委員長 棚井裕一委員。

○棚井裕一委員 よりよい制度というふうなお答えをいただいて、今後よりよくなっていくだろうとは思いますが、ある意味、全国的に人材の獲得合戦というふうになっている現状もあることですので、この制度に限らず、本市独自のものも含めて、今後検討していただければと思います。終わります。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、7款商工費、8款土木費についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、9款消防費、10款教育費についての質疑、発言を許します。守岡等委員。

○守岡 等委員 27ページの学校給食費の給食センター管理費513万円についてお尋ねします。

これは山形連携中枢都市圏の連携事業として、山形市に11億円かけて建設された山形広域炊飯施設の建設費における本市負担分が初めて示されたわけですが、この513万円につ

いてちょっとお尋ねしたいんです。これまで常任委員会等においてもこの本市負担分について尋ねてもなかなか示されてこなかったわけですが、今回初めて513万円という数字が示されました。

お尋ねしたいのは、11億円の建設費のうち、各市町村で負担すべき総額が幾らかと、それと本市で負担する分が幾らになるのか、お示してください。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○土屋光博管理課長 各自治体の負担額というのはそれぞれの自治体によって違っておりますけれども、本市の負担額について申し上げます。

建設費の起債償還が終わりますのが令和24年度になっております。そこまでの総額でいいますと、約9,000万円が本市の負担ということになります。ただ、今後、各市町の食数の変動もございますので、現時点での見通しということでございます。

○中川とみ子委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 そうしますと、令和24年度まで500万円程度の負担が続くと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○中川とみ子委員長 管理課長。

○土屋光博管理課長 令和24年度で、一応その償還までということですので、その期間ですと大体年平均で400万円程度の負担、平均すればということであります。

○中川とみ子委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 ちょっと市長にお伺いしたいんですけれども、今回のような広域事業、確かに市で独自でやるよりは負担が少なく、必要な事業だとは考えますけれども、やはり市町村の負担分というものを最初に示した上で計画を進める必要があるんじゃないかということで、

ちょっと順番としておかしいんじゃないかと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○中川とみ子委員長 市長。

○横戸長兵衛市長 これについては、本市単独でということも考えた時期もございます。しかしながら、相手があることで、理解を得られなかったというようなことで、山形市にということでございます。

山形市の事業なわけございまして、手続きとかいろいろ、それに参加する、参加しない、いろんな市町村がございまして、その辺が若干遅れた部分があると思いますが、基本的にはそういうことだと思います。

○中川とみ子委員長 守岡等委員。

○守岡 等委員 広域事業というのは非常に必要性のある事業も多々あるかと思ひまして、今後も大きな事業がひょっとしたら出てくる可能性もありますので、その際にぜひ最初に市町村の負担というものを明らかにして、それが明らかにならないうちに何十億円もの事業が進むということはやっぱりおかしいんじゃないかと思ひますので、その辺の考慮もお願いしたいと思います。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 10款教育費、26ページ、27ページですけれども、3目体育施設費の体育施設等管理運営費ですか、こちらのほう市民プールの指定管理料を、もちろんコロナ禍で市民プールが開設されていないということは理解しているところでございますけれども、施設の老朽化も進んでいる状態で、今後どういうふうにするかというのを含めて、考えをお聞かせください。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○高橋秀典スポーツ振興課長 市民プールについては、これまで老朽化等、また利用人数、そういった部分を考慮しまして、個別施設計画では令和7年度の廃止という形で進めているところでもありますけれども、御存じのように50メートルプールということで、管理運営費、また委託などがかなり大きな部分を占めているということ、さらにその利用者についてはそんなにいないという言い方はおかしいんですけども、金額にすれば800万円かかるところに三、四十万円の収入、そういった部分も考慮し、また施設の老朽化等もあり、どこまでできるかということを考慮して、廃止方針ということで出しているということでございます。

○中川とみ子委員長 尾形みち子委員。

○尾形みち子委員 令和7年度に廃止というような状況というようなことは示されたとおりでと思うんですけども、代替というような考え方もあるやに思うんですけども、その辺のところもお示しいただきたいというふうには思うんですけども、市民の皆さんの御理解、そういったものも含めてお示しいただきたいと思います。

○中川とみ子委員長 スポーツ振興課長。

○高橋秀典スポーツ振興課長 代替という形については、特に今現在で決定しているという部分ではないんですけども、やはり市民プールという部分について必要性、またプール自体の公共性もしくは民間の施設ですとか、そういった部分を考慮して今後検討していきたいというふうに考えております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めま

す。

以上で歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入、繰越明許費及び債務負担行為についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で議第59号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第59号令和3年度上山市一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第60号 令和3年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）**

○中川とみ子委員長 次に、議第60号令和3年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔横戸利平上下水道課長 登壇〕

○横戸利平上下水道課長 命によりまして、議第60号令和3年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げますの

で、補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条、令和3年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条、令和3年度上山市下水道事業会計予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。

職員給与費に18万2,000円を増額し、4,008万1,000円とするものであります。

人件費の補正を計上しておりますので、給与費明細書について御説明申し上げますので、3ページをお開き願います。

職員給与費について、最上段の（1）総括で御説明申し上げます。

補正後、補正前、比較の順に記載しておりますが、比較の行を御覧ください。

給料は17万3,000円の減、職員手当は29万6,000円の増、共済費は5万9,000円の増、合計では18万2,000円の増とするもので、いずれも人事異動に伴います増減額であります。

各内訳などのその他の内容につきましては記載のとおりでありますので、御参照願います。

次に、2ページを御覧ください。

令和3年度上山市下水道事業会計実施計画補正について御説明申し上げます。

資本的支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費において、3目流域下水道建設費負担金から1目管渠建設改良費に18万2,000円を流用するものであります。

6ページの資料、令和3年度上山市下水道事業会計補正予算見積書につきましては、御参照いただきたいと存じます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、全部を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第60号令和3年度上山市下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第60号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 閉 会

○中川とみ子委員長 以上で当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは、正副委員長に一任することに決しました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時53分 閉 会